

## 新潟県業務用冷凍冷蔵機器常時監視システム導入支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、IoT 技術を活用したフロン類漏えい常時監視システムの導入を支援し、温室効果ガスであるフロン類の排出抑制対策を推進するとともに、電気代高騰等の影響を受ける事業者の経済的負担の軽減を図るため、事業者が実施する補助事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 常時監視システム フロン類の漏えい・故障等を常時監視するシステムであつて、(一社)日本冷凍空調工業会の「業務用冷凍空調機器の常時監視によるフロン類の漏えい検知システムガイドライン」(JRA-GL17)に適合するもの
- (2) 業務用冷凍冷蔵機器 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号。以下「フロン排出抑制法」という。)において第一種特定製品に分類されている機器のうち、冷凍機器及び冷蔵機器
- (3) 中小企業等 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体、中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条に規定する中小企業等協働組合及び個人事業主
- (4) みなし大企業 次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。
  - (ア) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
  - (イ) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
  - (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- (5) 補助対象事業 常時監視システムを導入するために必要な機器を設置する事業
- (6) 補助対象事業者 補助対象事業を実施する者であつて、次に掲げる事項のいずれにも該当する者をいう。
  - ア 第 2 条第 3 号に掲げる中小企業等(第 2 条第 4 号に掲げるみなし大企業に該当する者を除く)
  - イ 県内に事業所を所有し、又は県内の事業所を使用する者
  - ウ 県内で所有し、又は使用する事業所において、第 2 条第 5 号に掲げる本補助

金の補助対象となる常時監視システムを導入する者

エ 業務用冷凍冷蔵機器の所有者その他業務用冷凍冷蔵機器の使用等を管理する責任を有する者

オ 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者

(ア) 県税を滞納している者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(ロ) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ハ) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

(ニ) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(ホ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(ヘ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(ト) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(7) 補助事業 第6条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた補助対象事業

(8) 補助事業者 第6条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた補助対象事業者

(交付基準)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のうち、知事が必要と認めるものとする。

(1) 機器費 常時監視システムの導入に必要な IoT 機器本体及び標準付属品の購入に要する費用。

(2) 工事費 IoT 機器を業務用冷凍冷蔵機器に取り付けるための工事に係る材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費（制御盤以降の工事に係る費用に限る。配電盤等の工事費用は除く。）。

2 知事は、補助対象経費の3分の2以内で、かつ、1事業所につき200万円以下の額を、予算の範囲内で交付するものとする。

3 補助金の交付を受けることができる回数は、補助対象事業者の事業所ごとに1回

を限度とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業は、交付決定日以降に着手し、令和9年2月26日(金)までに完了するものであること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保存しなければならないこと。
- (7) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (8) 第5条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方税法の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)について、補助金の額の確定において減額を行うものであること。
- (9) 補助対象事業について、国及び新潟県の他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (10) 補助対象者が管理する業務用冷凍冷蔵機器のノンフロン化に向けた取組の実施に係る計画書を提出すること。
- (11) 「新潟県エコ事業所表彰制度」に参加又は参加申込していること。
- (12) 毎年度のエコ事業所の実績報告において取組状況を報告すること。
- (13) 法人は「パートナーシップ構築宣言」に登録していること。
- (14) 県が実施する調査、情報公開、普及啓発等に協力できること。
- (15) フロン類排出抑制対策の目標・取組等の公表に努めること。
- (16) フロン排出抑制法を遵守し、常時監視システムが漏えいを検知したときには、速やかに冷凍冷蔵機器の点検・修理等を行うこと。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、1部を知事が定める日までに提出しなければならない。

2 前項の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入

控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項に基づき提出された申請書を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をし、その旨を申請者に通知する。また、補助金の交付決定を行わないこととした場合には、その旨を申請者に通知する。

2 知事は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(変更の承認申請)

第7条 第4条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更承認申請書1部を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第8条 第4条第1号に規定する軽微な変更は、別記第1号様式の別紙1の経費配分の経費区分相互間のいずれか低い額の20パーセント以内の配分変更で、補助金額の増額を伴わないものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第4条第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第3号様式による中止(廃止)申請書1部を知事に提出しなければならない。

(補助事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 第4条第5号の規定により知事の指示を求める場合には、別記第4号様式による遅延等報告書1部を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定を受けた日から20日を経過した日とする。

(状況報告)

第12条 規則第10条の規定による報告は、知事から求められた場合に行うものとする。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第5号様式のとおりとし、補

助事業が完了した日（第4条第3号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認の日）から起算して30日を経過した日又は令和9年2月26日（金）のいずれか早い期日までに1部を知事に提出しなければならない。

- 2 この補助金の仕入に係る消費税等相当額が確定したときは、別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該仕入に係る消費税等相当額の補助金を県に返還すること。

#### （補助金の額の確定）

第14条 知事は前条第1項の実績報告書の提出があったときは、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第7条の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

#### （補助金の概算払の請求）

第15条 補助金は原則精算払とし、知事が特に必要と認めただけに限り概算払できるものとする。

- 2 前項の概算払を受けようとする場合は、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### （交付決定の取消）

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定を受けた年度内に補助事業の完了が見込めないとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく知事の指示等に違反したとき。

#### （取得財産等の管理）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

#### （取得財産の処分の制限）

第18条 規則第19条第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上のものとする。

- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、法定耐用年数に相当する期間とする。
- 3 規則 19 条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、別記第 8 号様式による財産処分承認申請書 1 部を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は前項の規定により処分を承認するときは、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は令和 8 年 3 月 30 日から施行する

この要綱は令和 8 年 4 月 23 日から施行する。